

[事案 29-133] 損害賠償請求

・平成 30 年 6 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

代理店の募集人から、解約返戻金は既払込保険料を超えない限り非課税となるため、確定申告は不要との誤った説明を受けて契約し、損害が生じたことを理由に、被った損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 12 月に自分が代表取締役を務める法人を契約者、自分を被保険者として契約した逡増定期保険について、平成 22 年に契約者を自分個人に変更した後、翌年に解約し、解約返戻金を受領したところ、税務署の税務調査が入り、過少申告加算税等を支払うこととなったが、以下の理由により、損害の賠償として各税相当額、慰謝料、遅延損害金等を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から、「一定期間法人にて契約継続後、個人に契約を譲渡し、その後、払済保険にするか、解約を行う」旨の提案を受けた。併せて、「保険料累計金額に対し、解約返戻金が 100%を超えない限り非課税になるため、確定申告が不要」との説明を受けたが、実際は解約返戻金について一時所得の費用に法人負担分の保険料を含むことはできず、本税・延滞税などの支払いを余儀なくされた。
- (2) 募集人の行為は「税務相談」（税理士法第 2 条第 1 項第 3 号）に該当し、税理士法に反する。
- (3) 契約前、募集人から「研修資料」と表記された私製資料により説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、税務処理に関して税理士などの専門家に確認するよう説明し、申立人も了解している。逡増定期保険に関する税務処理の確認書面にも、申立人は法人の代表取締役として記名押印している。
- (2) 募集人は、一般的な税務上の取扱いを説明したに過ぎず、申立人の主張するような説明はしていない。したがって「税務相談」にも該当しない。
- (3) 「研修資料」は募集人が作成したものであるが、契約時には、所定の募集資料を用いて申立人に説明している。
- (4) 課税義務を果たしたことによる課税額を損害と評価すべきではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人において保険会社が申立人に損害賠償を行うべきと認められるだけの行為（不法行為）があったとは認められないものの、以下等の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 「研修資料」と表記された資料に記載されている保険料や解約返戻金の金額等が実際の契約と一致していることから、これらの資料は本来の研修資料ではなく、申立人への説明のための資料として作成されたものと強く推認される。研修資料を装って、本来使用することのできない資料を募集に使用することは、極めて不適切な行為である
- (2) 既払込保険料に対し、解約返戻金が 100%を超えない限り非課税であるという考え方は、平成 24 年 1 月の最高裁判決において否定されている。募集当時、裁判例によっては課税の有無に関する意見が分かれていたとしても、国税庁は課税される旨の見解であり、学説においても非課税が通説であるとは言えなかった。したがって、募集人が非課税を前提とする説明を行ったことは、不適切な行為である。